

博善社が行った無断造作について

建物所有者である(有)丸倉共立商事は、博善社が行った造作について、同意を求められたことがない。

建築確認通知交付後、多くの変更工事が行われ、確認通知内容とは異なる建物が五洋建設(株)札幌支店と(株)トラスト建設共同企業体の施工により竣工している。

(株)博善社は土地所有者が高齢であり、将来、相続事案が発生し、自社の所有物になるものと判断していたことを明らかにしている。

建物建築段階で行われた変更工事は博善社の同意なくして行えない変更工事であり、安全性を無視した施工が行われていた。

竣工後、博善社が行ったロードヒーティング設備工事は建物施工時に工事を行うことが既に決まっており、そのための外構変更工事が建物施工時に行われていた。

将来、博善社は自社所有物になるという思い込みの下に建物所有者である(有)丸倉共立商事に対して同意を求める必要性がないと判断していたことは明らかで、自社所有物になるまでの対策として、(株)ランドブレインより渡された確認通知書ファイルは隠蔽改ざんされ、(有)丸倉共立商事に確認通知内容とは異なる建物が建築されたことを隠す隠蔽が行われていた。

竣工後の博善社が行った無断造作においても、自社所有物という意識のまま、安全性を無視した施工が行われている。